

令和3年3月1日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会資料

(令和3年2月25日付託分)

附属資料

スポーツ局

目

次

	ページ
1 神奈川県立相模湖漕艇場条例 新旧対照表	1
2 神奈川県立山岳スポーツセンター条例 新旧対照表	2

1 神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和38年神奈川県条例第40号） 新旧対照表

改 正				現 行			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
区 分		単 位	利用料金 の上限額	区 分		単 位	利用料金 の上限額
艇 庫	(略)			艇 庫	(略)		
大会議室	全部を利用する場合	1 時間	300円	(新設)			
	3分の2を利用する場合	同	200円				
	3分の1を利用する場合	同	100円				
小 会 議 室 A		同	100円	(新設)			
小 会 議 室 B		同	100円	(新設)			
ト レ ー ニ ン グ ル ーム		1人1時間	100円	(新設)			
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

2 神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成9年神奈川県条例第12号） 新旧対照表

改 正	現 行								
<p>第1条～第9条（略） （開場時間）</p> <p>第10条 センターの開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、宿泊室（宿泊を伴う利用に限る。）にあっては午後3時から翌日の午前10時まで、研修・トレーニング室（宿泊室の宿泊を伴う利用に併せて利用する場合に限る。）にあっては<u>午前9時から午後9時までとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（利用料金の納付）</p> <p>第12条 第11条第1項の承認を受けた者は、<u>別表に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 利用料金は、<u>別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>第13条～第16条（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>第1条～第9条（略） （開場時間）</p> <p>第10条 センターの開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、宿泊室（宿泊を伴う利用に限る。）にあっては午後3時から翌日の午前10時まで、<u>スピードウォール、研修・トレーニング室及びリードウォール</u>（宿泊室の宿泊を伴う利用に併せて<u>これらの施設を利用する場合に限る。</u>）にあっては<u>知事が別に定める時間とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第11条（略） （使用料の徴収）</p> <p>第12条 <u>別表第1に掲げる施設等の利用については、同表に定める額の使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、前納とする。</u> （使用料の減免）</p> <p>第13条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>県又は市町村がスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(2) <u>公共的団体が青少年を対象とするスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認めるとき。</u></p> <p>（使用料の不還付）</p> <p>第14条 <u>既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他施設等の利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（利用料金の納付）</p> <p>第15条 第11条第1項の承認を受けた者は、<u>別表第2に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 利用料金は、<u>別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>第16条～第19条（略）</p> <p>別表第1（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">スピードウォール</td> <td style="text-align: center;">一般利用</td> <td style="text-align: center;">1人1時間 200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専用利用</td> <td style="text-align: center;">1面1時間 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料の額	スピードウォール	一般利用	1人1時間 200円	専用利用	1面1時間 2,000円
区 分	単 位	使用料の額							
スピードウォール	一般利用	1人1時間 200円							
	専用利用	1面1時間 2,000円							

別表（第12条関係）			別表第2（第15条関係）			
区 分	単 位	利用料金の 上限額	区 分	単 位	利用料金の 上限額	
(略)			(略)			
リードウォール	一般利用	1人1時間	200円	リードウォール	1人午前	470円
					1人午後	630円
スピードウォール	専用利用	1面1時間	2,000円	(新設)	1面午前	4,710円
					1面午後	6,290円
備考（略）			備考（略）			